

事 務 連 絡

平成 23 年 3 月 25 日

各市町村等の介護保険担当課
各介護サービス事業所

} 御中

岩手県保健福祉部長寿社会課介護福祉担当

【東北地方太平洋沖地震関係】

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る利用料等の
取扱いについて

このことについて、厚生労働省から別添（写）のとおり取扱いが示されましたので、お
知らせします。

つきましては、趣旨をご理解の上、適切な対応をお願いします。

記

(通知の概要)

被災者に係る利用料等の取扱いの対象者範囲が拡大されたもの

1 拡大された対象者

原子力災害対策特別措置法による退避者

2 対象期間

5月までのうち当該指示が解除されるまでの間に限る。

岩手県保健福祉部長寿社会課
T E L : 019-629-5435
F A X : 019-629-5444
E-Mail : AD0005@pref.iwate.jp